

## 三宮中央通りにおける公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組みに要する費用の一部に広告により得た協賛金を充当するため、広告物の設置等を認めるものである。

### (対象とする区域)

第2条 本要綱の対象とする区域は、別図に定める三宮中央通りの範囲とする。

### (活動主体)

第3条 地域における公共的な取組みを行う活動主体は、原則として、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会等であり、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わい創出等に寄与することを目的に道路環境の向上その他営利を主目的としない活動又は事業を日常的に行っている団体とする。

2 活動主体は、自ら選定した協賛者から協賛金を得ることができるとともに、本要綱の趣旨にあたる公共的な取組みに要する費用の一部に、協賛金を充当することができる。

3 活動主体は、協賛金の内訳やその用途等を取りまとめた事業報告及び決算報告について、第10条で示す連絡協議会に定期的に報告すること。また、活動主体が自ら積極的に協賛金の収支状況を公開するなど透明性を確保するとともに、協賛金が地域における公共的な取組みに要する費用の一部に充当される旨を併せて表示するなど他の道路利用者の理解が得られるよう配慮すること。

### (協賛者)

第4条 協賛者とは、次に定める条件をすべて満たすものとして活動主体が選定するものであり、広告物の設置を通じて活動主体に協賛するものである。

(ア) 地域のまちづくりに寄与するという本要綱の趣旨を理解している者であること。

(イ) 協賛者の代表者（複数団体の場合は、各々の団体又はその代表者）が次の要件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令に基づく破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- ② 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する

要綱第5条各号に該当する者又は団体でないこと。

(ウ) 協賛者が、広告物の設置とあわせて、地域の活性化や賑わいの創出等の観点からイベントを実施する場合は、本要綱の趣旨をかんがみ、次の各号に定める事項に適合すること。

- ①販売・営利行為等を行わないこと。
- ②十分な運営ができる体制を整備すること。
- ③活動主体との共催とし、公共性の高い内容とすることに努め、開催時はその趣旨が歩行者等にわかるように掲出すること。
- ④実施に当たっては、沿道交通や歩行者の安全性に十分配慮した上で、まちづくりや景観の観点に留意したものとすること。
- ⑤まちづくり、景観の視点から、活動主体が適すると判断したものであること。

#### (広告物の形態等)

第5条 対象とする広告物は、活動主体が道路管理者から占有許可を得て設置する工作物、物件又は施設（以下「工作物等」という。）に対して、協賛者の名称、商標、商品名等を表示する看板等を添加する形態のものとする。

2 活動主体は、広告物を添加する工作物等について新規に占有許可申請を行うものとする。

#### (広告物の設置期間等)

第6条 広告物の設置の期間は、原則として、広告物を添加する工作物等の占有の期間の終期を限度とする。また、異なる協賛者が交替で広告物を設置する場合は、活動主体と調整の上で設置するものとする。

2 道路交通その他道路の管理上必要な場合は、交通管理者又は道路管理者により設置期間を指定することができる。

#### (広告により得た協賛金の充当対象とする地域活動等の内容)

第7条 広告により得た協賛金の充当対象とする地域活動等は、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、次に定めるものとする。

(ア) 次に定める道路の施設の維持管理

- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| ①全般   | 安全かつ円滑な道路交通の確保のため、巡回、不法占有等の不正使用の監視 |
| ②歩道   | 路面を良好な状態に保つため、日常の清掃及び軽微な補修         |
| ③植栽   | 年間を通じ、植栽の良好な維持管理                   |
| ④駐輪対策 | 歩行者の安全な通行確保のため、来客者及び放置自転車等の整理      |
| ⑤駐車対策 | 駐車車両に対する駐車場への案内、交通管理者への協力          |

(イ) 活動主体が道路管理者と「道路・管理活用協定」を締結している場合に限って

は、次に定めるもの

- ①休憩施設           ベンチ等の休憩施設の設置又は維持管理
  - ②バナー             まちの賑わい創出のため、道路管理者が設置している街路灯  
礎に付属するバナー添架施設へのバナーの設置又は維持管理
  - ③植栽               植栽利用及び地域の飾花・美化活動に必要な植木鉢等の施設  
の設置又は維持管理
  - ④道路の管理・活用を示す看板・案内板の設置又は維持管理
  - ⑤オープンカフェ等道路を活用して継続的・反復的に行う地域の合意に基づく地  
域活動、またはそれに必要となる工作物等の整備又は維持管理
- (ウ) 無余地性の基準を満たした上で、道路上に設置することにより当該道路の利用者の利便の増進にも資すると認められる工作物、物件又は施設の整備又は維持管理
- (エ) その他、本要綱に基づき必要な事項

#### (工作物等に添加する広告物の設置場所及び構造等)

第8条 工作物等に添加する広告物の設置場所、構造等については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (ア) 原則として、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分以外の道路の部分であること。
- (イ) 広告物を歩道上につき出して設置する場合には、道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離が2.5m以上であること。
- (ウ) 広告物の大きさは、原則として、表示方向から見た場合における当該工作物の幅及び高さを超えないものであること。ただし、街路灯に添加するものにあつては、道路上に0.8mを超えてつき出さない範囲において広告物を添加することができる。
- (エ) 原則として当該工作物1個につき1個（街灯にあつては1対）までとする。
- (オ) 広告物を設置することにより、工作物等の本来の機能若しくは道路景観が著しく損なわれるおそれがある場合には許可しないものとする。
- (カ) 広告物は明らかに車両の運転者に対し訴求するものではないこと。
- (キ) 広告物の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- (ク) 広告物の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
- (ケ) 広告物の設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置するほか、広告物が添加される工作物等の倒壊、損傷等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

特に、工作物等が老朽化している場合にあっては、広告物を添加することにより倒壊、損傷等のおそれが生じないよう慎重に取扱うものとする。

- (コ) 広告物の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものでないことを原則とする。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられるものであること。

#### (占用等の許可の条件)

第9条 工作物等の占用の許可を行うに当たっては、神戸市道路占用許可基準要綱に定める一般的な条件のほか、次に定める条件を附すこととする。

- (ア) 占用に当たっては活動主体等で事故時における連絡通報体制を確保することとし、連絡通報体制に関して変更がある場合には、活動主体等が道路管理者に届け出ること。
- (イ) 工作物等の移設、撤去、占用廃止等が必要となる事態が生じたときは、当該工作物等に添加されている広告物についても同時に移設、撤去等されることを受忍すること。
- (ウ) 強風時等においては、協賛者が広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。

2 工作物等に添加する広告物については、神戸市屋外広告物条例における許可基準を満たし、協賛者が事前に道路管理者の承認を得た上で神戸市の許可を得ることのほか、次の各号に定める事項に適合すること。

- (ア) 地域における市民の自主的な景観形成を図ることを目的とした景観形成市民協定に記載するまちなみへの配慮がなされたものとし、広告物の設置及び表示内容については、協賛者が事前に当該景観形成市民団体の承認を得たものであること。
- (イ) 広告物の表示には、協賛者が当該広告による協賛金は公共的な取組みに資するものであることを記載すること。

#### (連絡協議会)

第10条 本要綱の運用に当たって、別表に定める構成員による連絡協議会を設置し、以下の事項の合意を図るものとする。

- (ア) 本要綱の策定、変更及び廃止
- (イ) 活動主体より、定期的に広告物の設置、地域活動等の事業報告及び収支報告を受け、本要綱における運用状況等の検証
- (ウ) 他の活動主体との公平性等の観点から、他の活動主体からの要望等を踏まえ、必要に応じた本要綱の見直し
- (エ) その他、広告物の設置に当たって必要な事項

2 連絡協議会の事務局は、神戸市建設局道路部計画課に置き、各構成員の意見を聴取することにより、第1項の事項に関して調整を図るものとする。

附則

(施行期日)

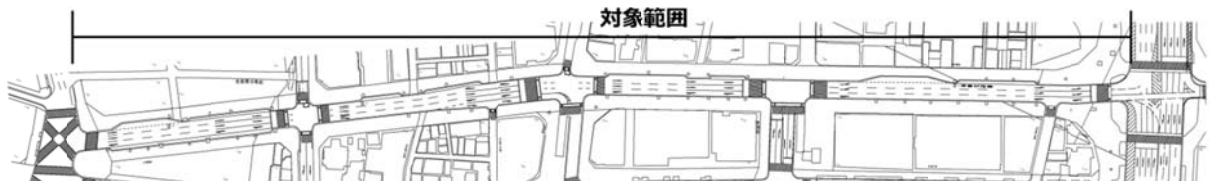
1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当面の間は、暫定的な運用とし、第8条における広告物の設置場所は、道路付属物であるKOBEパークレットの歩道側壁面に限定するものとし、第5条で規定する工作物等は、活動主体が占有する「掲示板」と読み替えるものとする。

別 図

(本要綱の対象とする区域)



別 表

(連絡協議会の構成員)

| 構 成 員                 | 視 点           |
|-----------------------|---------------|
| 兵庫県警察 生田警察署           | 道路交通の安全の確保    |
| 神戸市 中央区 総務部 まちづくり推進課  | まちづくりの方向との調和  |
| 神戸市 住宅都市局 計画部 景観政策課   | 良好な景観への配慮     |
| 神戸市 建設局 道路部 管理課       | 良好な道路環境への配慮   |
| 神戸市 建設局 道路部 計画課 (事務局) | 活動主体との調整、要綱全般 |